

一般社団法人 山梨県危険物安全協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人山梨県危険物安全協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を山梨県甲府市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、消防法に基づく危険物に起因する災害の防止を図るため、危険物の安全管理体制の確立と、危険物取扱者の資質向上を促進し、もって県民生活の安全の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 危険物施設に係る安全管理思想の啓発及び普及に関すること
- (2) 一般県民に対する危険物の安全管理思想の啓発及び普及に関すること
- (3) 危険物に関する講演会、講習会及び研修会等の開催に関すること
- (4) 山梨県が行う危険物に関する講習関係事業の受託に関すること
- (5) 地下タンク等定期点検事業の受託に関すること
- (6) 危険物の安全管理功労者等の表彰に関すること
- (7) 機関紙の発行及び図書の刊行に関すること
- (8) その他本協会の目的を達成するために必要な事業に関すること

2 前項の事業は、山梨県内において行うものとする。

第3章 会 員

(種別)

第5条 協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

- イ 危険物施設を有する事業所をもって地域ごとに組織された危険物の安全確保等を目的とした団体
- ロ 危険物施設を有する事業所をもって事業種別ごとに組織された危険物の安全確保等を目的とした団体
- ハ 危険物施設を所有し、危険物の安全確保に責任を有する個人

(2) 賛助会員

協会の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人又は団体

(3) 名誉会員

協会に功績のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、毎年、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、退会しようとするときは、退会届を会長に提出し、退会することができる。

(除名)

第9条 正会員又は賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の三分の二以上の決議を得て、その会員を除名することができる。

- (1) 協会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に総会の1週間前までに、理由を付して通知するとともに、当該会員の除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第1項により除名が決議されたときは、当該会員に通知しなければならない。

(資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人となったとき
- (2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員等及び事務局

(役員の種別及び選任)

第12条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 4人
 - (3) 専務理事 1人
 - (4) 常務理事 1人
 - (5) 理事（会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。） 15人以上20人以内
 - (6) 監事 3人
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、専務理事又は常務理事については置かないことができる。

- 4 理事のうちには、理事のいずれかの1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 5 監事には、協会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び協会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 7 前項の会長をもつて法人法上の代表理事とする。
- 8 専務理事又は常務理事のうち理事会で選定する者をもつて法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 9 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

- 第13条 会長は、協会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐する。
 - 3 業務執行理事となる専務理事又は常務理事は常勤とし、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議を受けて協会の業務を分担執行する。
 - 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
 - 5 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
 - 6 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員の任期)

- 第14条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とし、新たに選任された理事の任期は、他の現任者の残任期間と同一とする。
 - 3 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の3分の2以上の決議を得て、その役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 第9条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。
この場合において、同条第2項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(報酬等)

- 第16条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準は、理事会の決議により別に定める。

(顧問及び参与)

- 第17条 協会に顧問及び参与をおくことができる。
- 2 顧問及び参与は、協会の事業に密接な関係にある者の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
 - 3 顧問及び参与は、重要な事項について、会長の諮問に応じるほか、総会及び理事会において意見を述べることができる。
 - 4 顧問及び参与の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
 - 5 顧問及び参与の解任は、理事会において決議する。
 - 6 顧問及び参与の報酬は、無償とする。

(事務局)

- 第18条 協会の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事会の決議により任免し、その他の職員は会長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第5章 会議

(会議の種類)

- 第19条 協会の会議は、総会及び理事会とする。
- 2 総会は法人法に定める社員総会とし、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(会議の構成)

- 第20条 総会は、正会員を持って構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(会議の権能)

- 第21条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分の承認
 - (5) 理事会から附議された事項
 - (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を決議する。
 - (1) 総会に附議すべき事項
 - (2) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(会議の開催)

- 第22条 通常総会は、法人法上の定期社員総会として毎年度5月に1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的及び理由を記載した書面により、開催請求があつたとき
- 3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に隨時開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事から会議の目的を示して招集の請求があつたとき
 - (3) 監事から法人法第101条第2項に基づいて招集の請求があつたとき

(会議の招集)

第23条 総会は、前条第2項第2号の場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 理事会は、会長が招集する。
- 3 会長は、前条第2項第2号の場合には、請求のあつた日から40日以内を臨時総会の日とする招集の通知を発しなければならない。
- 4 前条第3項第2号及び第3号の請求のあつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事が招集できる。
- 5 会議を招集する場合は、その会議を構成する構成員又は理事及び監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面により、総会の場合は少なくとも14日前までに、理事会の場合は少なくとも7日前までに通知しなければならない。
- 6 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集できる。

(会議の議長)

第24条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(会議の定足数)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第26条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に定めるものを除き、総会に出席した正会員の過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議は、決議について特別な利害を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 3 前項の規定に関わらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(総会における議決権の代理行使)

第27条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人と定め、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において第25条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会への報告事項の省略)

第28条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該

事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第13条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第29条 会議の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、会長が欠けたとき又は事故あるときは、出席した全ての理事及び監事が記名押印しなければならない。

第6章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第30条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第31条 資産は会長が管理し、その方法は理事会の決議を経て別に定める。

(事業年度)

第32条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし軽微な変更については、この限りではない。

(事業報告及び決算)

第34条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員

名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第7章 定款の変更、解散及び合併等

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会において総正会員の3分の2以上の決議を得て変更することができる。

(合併等)

第36条 協会は、総会において総正会員の3分の2以上の決議を得て、他の一般社団法人又は一般財団法人との合併、並びに事業の全部又は一部を譲渡及び廃止することができる。

(解散)

第37条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、総正会員の3分の2以上の決議を得なければならない。

(剰余金の分配)

第38条 協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第39条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 協会の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 雜則

(委任)

第41条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長（代表理事）、副会長、専務理事又は常務理事（業務執行理事）は次に掲げる者とする。

会長（代表理事）西川 一也

副会長 小田切 寛、小松 武夫、久保田 松幸、湯山 迪男

専務理事（業務執行理事）清水幹人